

情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人地球と未来の環境基金（以下「当法人」という。）定款第58条に基づき、当法人の活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定め、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧または謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当法人、法令及び定款の規定に従い情報の公開を行うほか、主たる事務所への備え置きまたはインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 当法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款第58条の方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第6条 当法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。
2 当法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧に供するものとする。
ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧場所は、事務局長の指定する場所とする。
2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、当法人は正当な理由があるときは、閲覧などの日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 第6条2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、所定の手続きにより取扱うものとする。尚、複写の費用は有料とする。

(インターネットによる情報公開)

第9条 当法人は、第6条2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。
2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第11条 当法人の情報公開に関する事務の所管部署は事務局とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則 本規程は、2020年8月13日より実施する。

別 表

公開対象文書の名称	備え置き期間
1. 定款	永久
2. 事業計画書、収支予算書	当該事業年度の末日まで
3. 事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録、附属明細書	5年間
4. 社員総会議事録、理事会議事録	10年間
5. 会計帳簿(※1)	10年間
6. 役員名簿(※2)	5年間

(※1) 会計帳簿の閲覧は監事に限られる。(裁判所の許可を得た者はこの限りでない)

(※2) 閲覧請求に対しては、個人の住所は除外する。